

市第51号議案

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指
定

次のように障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者を
指定する。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
障害者研修保養 センター横浜あ ゆみ荘	中区桜木町 1 丁 目 1 番地	社会福祉法人横浜市社会福祉 協議会 会長 佐々木 寛 志	平成23年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで

提 案 理 由

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者を指定したい
ので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）